

融資・貸付

補助金
・出資

情報提供
・相談

セミナー
研修・イベント

法律・条例等
に基づく支援

その他

人を雇いたい

□□□

障がい者委託訓練事業

□□□

「障がい者雇用を進めたいが、どうしたらよいのだろう…？」

そんな企業のお悩みを解決します。

● 対象者

障がい者雇用を検討している企業等

● 支援内容（※県民の方が分かりやすい支援内容を記載してください。）

- ・ 障がいのある方が、訓練先として県より委託された企業等の現場において作業実習を行います。
- ・ 委託訓練を行うことで、企業側にとっては一定期間実力や適性を見極め、障がい者の作業内容や環境について検討できます。
- ・ 訓練期間中は、就労支援機関や障害者職業訓練コーディネーターがサポートします。
- ・ 訓練受託企業には、訓練修了後委託料をお支払します。

※ 訓練生1人／月額：中小企業の場合90,000円（税別）

● ご利用方法

「障がい者委託訓練実施申込書」に必要事項を記載し、宮崎県福祉保健部障がい福祉課に提出してください。

4月以降随時受付ますが、事前準備・訓練期間を合わせて最短で2か月以上必要となります。

● 関連リンク

宮崎県庁ホームページ：障がい者委託訓練(現場実習)を受託する企業を募集します」

※新規ページ作成中

問合せ先

宮崎県 福祉保健部 障がい福祉課 障がい者・就労支援担当 TEL：0985－26-7068